

量水器取替業務委託（第一工区）仕様書

【業務概要】

1. 本業務は、周南市上下水道事業管理者が使用者へ貸与した量水器（以下「メーター」という。）のうち、計量法による有効期限を迎えるメーターの取替を実施し、水道使用量の適正な計量を確保することを目的とする。
2. 発注者 周南市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）に委託した量水器取替業務（以下「業務」という。）の施工について、この仕様書によるものとする。
3. 取替地区は、給水区域のうち徳山検針A地区及び熊毛地区、鹿野地区とする。
4. 委託期間は、契約締結日から令和7年3月25日までとする。

【関連法令等の遵守、安全教育の徹底】

1. 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
2. 乙は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【量水器取替】

1. 業務作業を行う者は、給水装置工事の知識及び経験を有する者で、事前に業務従事者選任届及び身分証明書発行願を提出し、甲の承認を得なければならない。これを変更・追加するときも同様とする。
2. 年間の取替地区、及び予定個数は「検満取替計画表」のとおりとする。ただし、個数は、量水器の使用状況等により変動し、取替を要しないと甲が判断した場合は、取外しのみとなる。
3. 取替場所は、甲が交付する「量水器取替一覧表」に記載してある使用者のメーター設置場所とする。甲は、取替前月に「量水器取替一覧表」を交付する。なお、リストが交付されていなくても甲が必要と認める場合は甲の指示とする。
4. 月の取替期間は、原則25日までとする。当月取替が困難で予定月を過ぎて取替えるものについては、甲と協議して許可を得ること。また、日曜日・祝祭日・深夜に取替を行う場合も同様とする。この場合の費用割増は、甲は負担しない。
5. 取替に必要なメーター、メーターパッキン及び付属品は、取替前月に甲が支給する。乙は、甲が支給したメーター及び取外したメーターを常に善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6. 取り外したメーターは、甲の指定する日時、場所に各口径別に搬入すること。このとき、メーターは水洗い等による清掃をしておくこと。
7. 計画どおりに取替えできなかったメーターは、甲の指示により、返却又は保管し、翌月以降に取替えを行うこととする。
8. 取り外した旧メーターパッキンについては、乙が適正に処分すること。
9. 乙は、メーター取替え後、甲が指示する媒体に、取替え時に確認したデータを精査、入力し、速やかに甲に提出すること。
10. 取替作業の手順については、下記のとおりとする。
 - ① 作業従事者は、甲が交付した身分証明書を常に身につけ、使用者から要請があった場合は提示すること。
 - ② 業務着手3日前には、メーター取替えについてお知らせ票により通知し、所有者又は使用者の了解を得ること。不在の場合は、お知らせ票を投函し、これに対する連絡がなければ了解を得たとみなしてよいが、障害物、施錠がある場合または通常の交換以外の工事等が必要な場合は、必ず所有者又は使用者と連絡をとってから施工すること。
 - ③ 施工前に対象のメーターと依頼票に記載されている旧メーター番号を確実に照合すること。
 - ④ メーターの取付けは、逆付け、締め付け不良の無いように十分注意し、読み取り面が水平になるように確実に取付けること。また、止水栓及び接続部等からの漏水がないか確認すること。
 - ⑤ 電子メーターの隔測表示器を設置する場合は、配線を確実に防水処理すること。
 - ⑥ 取付け完了後は、水栓から濁り水等の放水及びエア抜きを可能な範囲で行うこと。また、貯水槽を設置している給水装置については、施工後に正常に機能するか確認すること。
 - ⑦ 取替後、止水栓の開閉状態を確認すること。(原則取替前の状態にする。) また、メーターのパイロットを確認するなどし、漏水の可能性があれば、適切な処置及び報告を行うこと。
 - ⑧ 完了後、メーター番号及び取替え時の指針を確認し、取替えを行った旨のお知らせ票を所有者又は使用者に通知すること。
 - ⑨ 取外し及び取付けメーターの指針は、1立方メートルまで読取り以下切捨てとする。
 - ⑩ 止水栓又は給水管等の老朽化によりメーター取替えに支障がある場合は、甲の指示を受けて止水栓又は給水管等の取替え又は修繕工事を行うこととする。
 - ⑪ コンクリート等を取り壊す場合は、所有者又は使用者に許可を得て施工し、原則、原形復旧すること。
 - ⑫ メーターボックスの移設など、所有者又は使用者の責めにより、給水工事の竣工時から状態が変更されたことでメーター取替えに支障がある場合は、所有者又は使用

者に交換ができる状態に復旧するよう求めることとする。

- ⑬ 複数戸断水する場合は、所有者又は使用者に事前に通知し、周知すること。
- ⑭ 事業所、官公署、会社、工場、病院、学校、集合住宅、テナント、雑居ビル等及び40 mm以上のメーター取替えについては、事前に取替日時の調整を行い、使用者等に不都合が生じないように十分な配慮を行うこと。

【支払方法】

1. 各口径の支払単価については、入札時に表示したφ13mmの取替え希望金額に別表に掲げる割増率を乗じた単価とする。ただし、同一日に同一地区で複数の取り替え等を行った場合は、最大口径の1個分についてのみ遠隔地単価を適用し、割増率を乗じた支払単価に円未満端数が生じた場合は、円未満端数を切り捨てた額とする。
2. 業務を実施した月末に、取替を行った個数を口径ごとに提示した単価で積算した支払請求書に基づき翌月末までに支払うものとする。
3. 乙は、取替時に、甲の許可を得て行った止水栓、給水管の修理、取替およびコンクリートの取り壊し、原形復旧等で要した費用は、別途甲に請求できるものとする。

【取替による苦情処理】

乙は、業務に関する苦情を受け付けて、応急的な措置が必要な場合は、甲の指示により、必要な措置を講ずるとともに経緯結果を書面にて報告すること。なお、委託期間を超えた苦情処理は、取替後6ヶ月まで対応すること。これによる費用負担は、乙の負担とする。

【損害賠償責任】

業務において生じた損害は、乙の負担とする。

【個人情報の保護】

1. 乙は、依頼票及びその他甲が保有する個人情報について、これをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
2. 当該個人情報の適正な取扱いのために、必要な措置を講ずることとし、その当該個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

【その他】

業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。